

(目的)

第1条 この方針は、武蔵野市（以下「市」という。）が保有する資金の保管及び運用に関して必要な事項を定めることにより、適正な資金管理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「資金」とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金（以下「基金」という。）、制度融資に係る預託金及び一時借入金をいう。

(資金管理の原則等)

第3条 資金管理にあたっては、次に掲げるとおり優先度の高い順に安全性、流動性及び効率性を確保することを原則とする。

- (1) 安全性の確保 資金元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管し、及び運用するとともに、預金については金融機関の経営の健全性に留意する。
- (2) 流動性の確保 支払等に支障を来さないために必要な資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。
- (3) 効率性の確保 安全性及び流動性を十分確保したうえで、運用収益の最大化を図るとともに、効率的な資金調達に努める。

2 市は毎年度、適切な資金状況の把握及び予測による歳計現金資金管理計画及び基金運用計画を策定する。

3 資金不足が見込まれる場合の資金調達については、指定金融機関からの一時借入れ又は市の内部資金の繰替運用のうち、効率性の高い方法による。

4 定期性の金融商品による保管及び運用にあたっては、当該商品を満期又は期限まで持ち切ることが原則とする。ただし、第8条第2項に該当する場合のほか、資金の安全性を確保するため必要な場合又は流動性を確保するために止むを得ない場合に限り、運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができる。

(資金管理体制)

第4条 資金管理に関する事項は、武蔵野市歳計現金及び基金管理運用委員会（以下「委員会」という。）が審議し、市長に報告する。

2 委員会は、年度当初に関係各課から前年度の資金管理の実績報告を受け、この方針に基づき適正に資金管理が行われているか等について確認を行う。

3 委員会は、必要に応じて預金先及び運用先の金融機関からの説明聴取を実施するとともに、専門家の助言を求めるものとする。

(歳計現金等)

第5条 歳計現金及び歳入歳出外現金（以下「歳計現金等」という。）の保管及び運用は、次に掲げる預金又は金融商品により行うものとし、預金については原則として指定金融機関を選定する。

- (1) 当座預金
- (2) 普通預金
- (3) 通知預金
- (4) 別段預金
- (5) 定期預金
- (6) 譲渡性預金
- (7) 譲渡性預金現先
- (8) 外貨預金（先物予約付）
- (9) 政府短期証券（F B）及び割引短期証券（T B）
- (10) 債券現先（買現先）

2 歳計現金等の保管及び運用は、一会計年度内とする。

3 第1項に定めるもののうち、預金については第8条第1項に定める基準に該当する金融機関のものとし、有価証券については保管先機関の固有財産との分別管理及び資金の決済業務等が確実に行われる機関で保管するものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金は、歳計現金の例による。

(基金等)

第7条 基金及び制度融資に係る預託金(以下「基金等」という。)の運用は、基金等の目的並びに保管及び運用期間に応じて、次に掲げる預金又は金融商品により行う。

- (1) 第5条第1項第2号及び第5号から第10号までに定めるもの
- (2) 貸付信託及び金銭信託(元本補てん契約のあるものに限る。)
- (3) 国債
- (4) 政府保証債
- (5) 地方債
- (6) 金融債(発行体の要件が第8条第1項に定める基準に該当するものに限る。)
- (7) 社債(発行体が債務履行の確実性が非常に高いと判断される格付けを取得しているものに限る。)

2 基金等の運用は、1年を超えて行うことができる。ただし、5年を上限とする。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、委員会が効率性の確保の観点から必要と認めるときは、5年を超えて基金等の運用を行うことができる。

4 第1項に定めるものの取扱いについては、第5条第3項の規定を適用する。

(預金の取扱い)

第8条 預金においては、次に掲げる基準を満たす金融機関を選定するものとする。

- (1) 自己資本比率が、国際統一基準を適用する金融機関にあつては8パーセントを、国内基準を適用する金融機関にあつては4パーセントを下回らないこと。
- (2) 格付機関による格付けが公表されている金融機関にあつては、複数の格付機関において、長期債の格付けが投資適格等級に達していること。
- (3) 市との事務処理等が円滑に行われること。
- (4) その他株価や預金額の推移等により、経営の健全性が損なわれていないと総合的に判断されること。

2 預金先の金融機関が前項各号のいずれかに該当しないこととなった場合の対応は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該金融機関への預入金額が、市及び市が債務保証する団体等が当該金融機関に対して有する債務の合計額の範囲内であり、相殺が可能な場合は、この限りでない。

- (1) 預入期間の短縮、預入金額の減額及び預金商品の制限
- (2) 新規預金の停止
- (3) 中途解約

3 前項の対応を決定する場合は、預金先金融機関から直近の財務状況等を聴取するものとする。

4 危険の分散を図るため、必要に応じて一金融機関当たりの預入金額の上限を設定するものとする。ただし、預金と債務の相殺が可能な場合は、この限りでない。

(経営状況の把握)

第9条 市は、資金の預金先及び運用先の金融機関の経営状況についての的確に把握するため、常時情報収集に努めるとともに、四半期又は決算期(中間決算を含む。)ごとに健全性、収益性、効率性及び流動性の観点から、業態内比較、時系列推移等により分析及び評価を行う。この場合において、必要と認めるときは、預金先及び運用先の金融機関からの説明や専門家の助言を求めるものとする。

2 市は、歳入現金の安全を図るため、市が指定する指定代理金融機関及び収納代理金融機関についても、適宜経営状況の把握に努める。

付 則

この方針は、平成14年7月1日から適用する。

付 則 (平成20年5月1日)

この方針は、平成20年5月1日から適用する。

付 則 (平成30年3月15日)

この方針は、平成30年3月15日から適用する。

付 則 (平成30年6月13日)

この方針は、平成30年6月13日から適用する。